

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人NP0かなびの丘

②評価調査者研修修了番号

SK2025053

SK2025040

③施設名等

名称：	水上隣保館 翼
施設長氏名：	土井 聡子
定 員：	24 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	豊中市宝山町16番8号
T E L：	06-6210-6661
U R L：	https://osakasuijorinpokan.org
【施設の概要】	
開設年月日	2018/1/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人大阪水上隣保館
職員数 常勤職員：	23 名
職員数 非常勤職員：	16 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	15 名
有資格職員の名称（ウ）	公認心理士
上記有資格職員の人数：	4 名
有資格職員の名称（エ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	個室12、2人部屋 6、その他 4
施設設備の概要（イ）設備等：	地域交流スペース
施設設備の概要（ウ）：	心理治療室
施設設備の概要（エ）：	ショートステイ対応室

④理念・基本方針

【理念】法人の基本理念「援助を求める人がいるならば、手をさしのべる」に基づき、法人本部及び各施設と連携・協力しながら運営する。

(1)「遥学園」「水上隣保館乳児院」が長年にわたって培ってきた養育援助の方法・技術・経験を基礎として、小規模グループケアの特性を最大限に活かすことに努め、家庭的な養育環境のもとで子どもたちの成長を促す。

(2)地域社会との関係を重視し、積極的に地域と交流し、施設が持つ人的・物的資源をもって貢献する。

(3)従事する職員が尊重され、それぞれの能力や長所が十分に活かされ、子どもたちと生き活きと生活し、自己実現を図ることができる環境を整備する。

【養育・支援の基本理念】

子どもたちのかけがえのない命を守り、一人ひとりを尊重し、それぞれが主体的に成長できるよう援助する。そのために、子どもたちの「育つ力」を最大限に引きだし、認め、支え、自らを「愛される存在」「大切な存在」として認識し、高い自己概念、自己肯定感をもって成長していくための土台として、育む。

【養育・支援の基本方針】

(1)安全と安心を保障し、育つ喜びを感じられる環境 (2)小集団を活かした個の形成 (3)こどもの人権が保障され、意見や意思が尊重される環境 (4)基本的生活習慣の獲得と家庭的生活経験の蓄積の保障 (5)心身の健康の保障 (6)信頼できる大人とのアタッチメントの形成 (7)養育・支援の計画的な実施と共有化 (8)家庭支援における協働の姿勢 (9)地域住民としての生活や活動の保障

⑤施設の特徴的な取組

(1)小規模グループケアのみの児童養護施設として開設し、小集団を活かし、こども一人ひとりの発達状況に応じた支援をと
おして、こども自身が心の底から安心し、生きること、成長する喜びを日々体感できるように、全職員こどもと一体となって
取り組んでいる。
(2)周辺5市と契約を結び、子育て短期支援事業に積極的に取り組んでいる。特に所在市からは「専従職員配置」を受け、地域
の子育てに施設の持てるハード・ソフト機能を全開協働している。
(3)地域と「子どもと大人をエンパワメントする円卓会議」を開催し、子どもだけでなくすべての人が『安心・自身・自由』
をもって生きられる地域づくりを地域住民とともに協働推進している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/12/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/3/27
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和 4 年度（和暦）

⑦総評

【評価が高い点】
○施設は、幼児から高校生の縦割りの小規模グループケアで構成され、安心・安全な日常生活を確保することに努めていま
す。職員はこどもとの関わりの中で社会人・家庭人としての生活ロールモデルを示し、こどもたちは発達・学齢が進むごとに
多様化する生活モデルを身近な先輩から自然と体得できる生活軸がしっかりと稼働しています。
○こどもの意見表明の機会として、職員と1対1での面談（トークプレイス）を定期的に設け、日ごろの話題の積み重ねの上
に、こども自らが意見や要望を「じぶんけいかく」としてまとめ、しっかりと「前向きな生活意欲」とともに「将来に向けて
いろんな分野への挑戦の意欲喚起」をサポートしています。
【改善が求められる点】
○運営管理、養育支援に関する諸規定やきまりは整えられていますが、策定年月日に未記載も多くあります。社会や所在市の
ニーズに対応する施設の基本姿勢の運営・支援分野の規程・きまりの見直し・改正、新策定などの年月日の記載が望まれま
す。
○事業計画・事業報告は、法人編纂のため字数が制限されがちですが、地域連携はじめ、施設内外多岐にわたる日ごろの精力
的な取り組みの蓄積・成果を、別途、記録版として積み重ね、益々の養育支援のスキルアップにつなげる取り組みが望まれま
す。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

このたびの第三者評価において、当施設の取組みを丁寧にご確認いただき、貴重なご意見を賜りましたことを深く感謝申し
上げます。
評価では、当施設が進めている小規模化の特性を活かし、子ども一人ひとりの状況や思いに応じた個別的な支援が実践され
ている点について高く評価していただきました。日々の関りの中で、子どもに寄り添い、安心できる生活環境を整える取り組
みが一定の成果として認められたことは、職員一同の大きな励みとなっております。
一方で、地域や保護者の皆様に向けた情報発信の強化についてご指摘をいただきました。施設の取組みや子どもたちの様子
をより分かりやすくお伝えし、地域に開かれた施設運営を進めていくことの重要性を改めて認識いたしました。今後は、広報
手段の見直しや発信内容の工夫を図り、施設の取組みがより多くの方に伝わるよう改善を進めてまいります。
いただいたご意見を真摯に受け止め、引き続き、子どもたちの最善の利益を第一に、質の高い支援と地域に根ざした施設運
営の実現に努めてまいります。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	□理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
	□理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	□基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	□理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	□理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、こどもや保護者等への周知が図られている。	○
	□理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【コメント】		
■理念・基本方針は、パンフレットや利用者に配布する「翼の生活」に記載されています。職員へは直接支援現場での反映について「援助の手引き」で具体体示すとともに、法改正はじめ社会情勢やニーズに対応できるように支援方法は諸会議を通して見直しがなされています。また、保護者へは入所時に説明されています。 ■今後、玄関や面会室等にも掲示しショート利用者も含め広く来園者（地域住民、視察・見学、関係機関・団体等）に翼の使命・役割の周知の工夫が期待されます。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	□社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	□地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	□こどもの数・こども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とするこどもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	□定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とするこどもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【コメント】		
■多種にわたる法人の事業間での情報交換や5市とのショーツスティ事業等、施設内養育支援と地域内子育て支援のサポート体制が構築され、社会・地域のニーズの的確な把握と求められる取り組みが稼働しています。 ■今後、主管市はじめ、他の4市の福祉計画を周知分析し、更なる子育て世代のニーズに寄り添えるアウトリーチの取り組みが期待されます。		

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	□経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	□経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	○
	□経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
	□経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○
【コメント】		
■法人の事業所長の会議や施設の運営委員会で「人・物・金」について検討され、一つひとつの強みや課題については、職員会議で職員に周知されるとともに、ホームごとでもリーダーを中心に決めきめ細やかに生活場面への反映に取り組んでいます。 ■身近なところでは光熱水費について、気象変動に伴う数値の許容とともに「つけっぱなし・ながしっぱなし」にならない生活の習慣化にも努めています。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	□中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	□中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	□中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	□中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
【コメント】		
■法人の中長期計画は、前期2020～2024年・後期2025～2029年、3年ごとの見直しとして策定されています。また2029年以降も検討が予定されています。 ■2025年度、所在市での児童相談所の開設をはじめ、乳児院「たんぽぽ」の独立や電話相談の閉鎖等、福祉状況に大きな変化がありました。近隣住民のニーズにより一層広く深く対応できる「翼」としての中長期計画策定が望まれます。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	□単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	○
	□単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	□単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	□単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
【コメント】		
■2025年度の事業計画は、中長期計画に先行してこれまでの事業計画から、市・地域の状況に適時対応できる事業計画に策定されています。一部項目には、自治会や子どもたちと『とくぷれ』と名付けた個別面談等、日ごろからのこどもとの関わりから得られた情報も取り入れるなど、利用者を大切にした柔軟性も加味されています。小規模グループの特性を活かした、職員こども一体となったグループ単位の活動の今後いっそうの充実が期待されます。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	☐
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	☐
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	☐
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	☐
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	☐
【コメント】		
■施設・職員、子ども・保護者が一体となった「共同参画」による、安心安全な生活、心身健全なこどもの成長を助長する施設生活の推進に取り組んでいます。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	☐
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	☐
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	☐
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	☐
【コメント】		
■今年度の事業計画の項目のうち、○援助目標計画の具体的な取組 ○施設整備・備品整備 ○行事の各項目の情報の提供 については、保護者にとってのわが子の生活環境への関心、また施設への理解と子育て共同につながる取組みに向けても、いっそうの中身の工夫が望まれます。 ■行事等参加の感想や保護者の意見など「コラム枠」を設けるなど、利用者が身近に感じられる編集も期待されます。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	☐
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	☐
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	☐
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	☐
【コメント】		
■施設としての、例年の職員の自己評価や人権チェックリスト・安全チェックリストの取り組み、定例の諸会議や電子記録による支援の職員共有システムなど、施設・グループ・職員一人ひとりの支援への「単眼・複眼での検証・改善のしくみ」がしっかりと稼働しています。		

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	□職員間で課題の共有化が図られている。	○
	□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
	□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
	□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○
【コメント】		
■経験の浅い職員には、メンター制度を採り入れ、メンターとメンティーの関わりを通して、職員が課題に直面し、孤立・抱え込みのないように寄り添い、課題に向けて連携して取り組む仕組みを構築し、こどもの安心・安全な施設生活とともに、彼らを支える職員一人ひとりへのサポート体制を充実させています。		

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
	□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
	□平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○
	【コメント】	
■施設の運営管理、養育支援の統括として、その役割の明記とともに法人・施設内外の会議や地域関係機関協働等、具体的活動を通してその職責に積極的に取り組んでいます。		

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
	□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
	□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
	□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
	【コメント】	
■社会的養護に関する法令や通知に限らず、こどもの生活に関与する分野の動きについてもネットワークを張り巡らし、例えば令和8年4月からの自転車ルールに対応するためのこどもへの発信など精力的に取り組んでいます。 ■児童相談所の設置をはじめ、所在市の今後の福祉施策の伸長、地域こそだてニーズの変化とともに改正される条例等にさらなる関心が望めます。また、2025年改正の育児・介護休業法の就業規則への反映などについて、法人に対する働きかけが必要です。 ■施設内外でのこども・職員の安心安全な活動に関して、既存の「BCP計画」「安全マニュアル」から抽出し、義務化された「安全計画」を策定整備することが望めます。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
	(社会的養護共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○
【コメント】 ■施設長は、施設内のほぼすべての会議に参加し、個々の課題への助言や、施設外の会議参加により習得した情報の支援現場での活用のための活動に積極的に取り組んでいます。		

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	□施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
【コメント】 ■施設長は2018年施設開設時からの運営・支援状況の変遷を把握し、施設内では職員への定例ヒアリングによって職員一人ひとりの思いも吸い上げ、「運営委員会」を軸に、全職員が一体となって日ごろからこどもの養育支援に専念できる体制の構築・実効に向け精力的に取り組んでいます。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
	□養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	○
	□施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○
	(社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○
【コメント】 ■職員採用は法人として行われ、各事業所の業務特性に基づいて配置されています。人事確保や専門職の確保とともに定着・育成は各事業所の取り組みに負うところが大きくなっています。当施設では、施設長以下役職員が連携してチーム支援の土壌を築き、小規模グループケアの強みを活かしながら着実な育成が図られています。		

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	☐
	☐ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	☐
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	☐
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	☐

【コメント】

■職員として基本となる行動基準を示すとともに、養育支援については、援助の手引きで支援の細部にわたり具体的な手順が示されています。
 ■これまでの大舎制から小規模グループケアへと労働環境や支援のあり方に変化が生じるなか、既存の基準が十分に見直されないまま、評価に反映されています。法人とともに早急に検討に入ることが求められます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

■職員にとっての職場が、子どもにとっては生活の場であることを常々意識しながら、こどもの生活スタイルを軸に置き、こどもとのコミュニケーション・職員間のコミュニケーションを密にし、風通しの良い施設環境を築いて、こども・職員の心身両面の安心・安全の時間、空間の確保・継続に力を注いでいます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】

■職員一人ひとりがチャレンジシートを作成、年度ごとの目標を設定し、目標を達成できるように施設長・主任等が個々の職員との個別面接を行うとともに、職員一人ひとりに寄り添って精力的にサポートし、スキルアップに繋げていく体制が整っています。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

■新任・中堅・リーダー・フロアの階層別、専門分野別に、しっかりと研修企画を立て、また研修報告も活用しながら、組織的に支援スキルの充実に努めています。
 ■研修方式も全体研修・交流研修・現任研修・メンター制度と多様性と工夫を取入れ職員の育成に取り組んでいます。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	☐

【コメント】

■職員一人ひとりの研修参加の機会を確保、充実させるとともに、階層別研修への参加を通してスキルの向上に繋がっています。
 ■新任職員には、担当の先輩職員を決め、日常の養育のなかでロールモデルを示し、こどもの支援に還元できる仕組みが実効しています。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	□実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○
	□実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
	□専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	○
	□指導者に対する研修を実施している。	○
	□実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○
【コメント】		
■実習担当者を配し、保育士や社会福祉士等の実習生を積極的に受け入れています。こどもには実習生のプロフィールを掲示するなど、実習前及び実習期間を通して生活を共にする者同士としての意識を高めながら、双方にプラスとなるオリエンテーションの工夫がなされています。 ■社会福祉協議会、地域の民生児童委員や更生保護機関の視察・研修も積極的に受け入れたり、社会的養護について出前講演を行うなど、児童養護施設や要保護児童について理解を求める広報活動にも積極的に取り組んでいます。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	□ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
	□施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○
	□第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	○
	□法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設が存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
	□地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○
【コメント】		
■入所はもとより周辺5市から積極的にショートステイの受け入れ体制を整備して、地域に開かれた・地域と共に子育てを行う意識が高く、地域の養育・教育機関とも広報誌の配布はもとより、積極的に対面交流を行っています。 ■地域のニーズの把握とこれまで培ってきた施設の子育てスキルを地域に還元・提供するとともに、日ごろの施設養護に地域住民の視点を取入れ、地域と施設が一体となって子育てのバリアフリー化に努めています。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	□施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	□施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	□施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
	□外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○
【コメント】		
■事務経理に関する取扱いについては、経理規程をはじめ法人でさまざまなルール化がなされ、部門別の定例担当者会議を持つなど、複眼でのチェックがしっかりと稼働しています。 ■また、会計事務所と委託契約して、定期的に専門家の視点から運営や財務について助言を受ける体制が法人全体に整えられています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	☐
	☐ こどもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	☐
	☐ 施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	☐
	☐ こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	☐
	(児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	☐
【コメント】		
■職員は、毎朝立哨（小学生の登校見守り）に立ち、日ごろの挨拶から地域の安心できる大人として認識してもらえるよう取組んでいます。 ■学校との連絡会やPTA活動への参画等を通じて、入所児童と地域のこども、職員とPTA保護者とが一体となって、地域こどもの健全育成に取り組んでいます。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	☐
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	☐
	☐ ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	☐
【コメント】		
■ボランティアを積極的に受け入れ、こどもに現在・将来にわたってのプラスの意欲を喚起する意図とともに、こどもがボランティアとの交流を通して大人の多様な価値観に触れる機会を作り、こどもの幅広い社会性の習得に繋がっています。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	☐
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	☐
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	☐
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	☐
【コメント】		
■地域ネットワーク実務者会議、子どもを守るネットワークをはじめ、園・小中学校との連携会議など所在市の子育て推進施策等に参加し、また専門機関としてのアドバイスやニーズに応じて施設機能を開放し、職員一体となって近隣地域の子育て支援に力を注いでいます。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	☐
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	☐
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	☐
【コメント】		
■地域との多分野にわたる会議に積極的に参加し、社会的養護施設に求められるニーズの把握に努めるとともに、地域の課題に対応できるように、これまでに培った子育ての機能を地域に還元する取組みがなされています。		

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	☐
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	☐
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	☐
	☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	☐
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	☐
【コメント】		
■近隣地域のニーズとともに、大阪府内で広域にわたり展開される法人の里親支援機関の一つとして、広く里親とのマッチングや養育里親の開拓・研修・養育アドバイス・レスパイト等々、多岐にわたり、他法人の里親支援機関とも協同した、こどもの幸せにつながる取組を法人全体として積極的に行っています。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	☐
	☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	☐
	☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	☐
【コメント】		
■全職員は「援助の手引き」をもとに、こどもを尊重した支援の基本的姿勢について研鑽し共有しています。具体的な支援方法については、日々の引継ぎやフロア会議、カンファレンス等で一人ひとりの発達や特性に応じた対応が適切になされているかを適宜確認し、対応を振り返り検討する仕組みを機能させ、最善の養育支援が提供できるように職員個々が研鑽を重ねています。		

②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
	☐ こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	☐
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	☐
	☐ こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	☐
【コメント】		
■開設当初から、こどもには『プライバシーについて』、保護者には『プライバシー保護要領』と、双方にプライバシーに関する施設の取り組みを策定・周知しています。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	☐
	☐ 施設に入所予定のこどもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ こどもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐
【コメント】		
■社会に対する施設の使命役割を紹介・発信する刊行物とともに、保護者にはこどもの状況が伝えられるよう、写真や「様子カード」を作成し共有しています。親子分離にともなう不安や生活居所の変化への心配を軽減するため、職員は温かい心配りをもって、アドミッションケアを大切にインケアへのスムーズな移行に取り組んでいます。		
②	31 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
	☐ こどもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、こどもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、こどもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
	☐ 意思決定が困難なこどもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	☐
【コメント】		
■入所中の安心安全を担保する約束事やこども自らの意思を尊重した「翼の生活」の情報提供とともに、施設内外での大人とこども・子ども同士のコミュニケーション活動を大切にしています。 ■幼児から高校生までの縦割りの生活グループの強みを活かした、良質の養育支援『仲間といっしょに生活する、人に頼る・助けを求める依存』と『将来を展望できる情報・学齢段階モデル』の推進に力を注いでいます。 ■このような日々の生活を通して、退所生が社会の数々の課題を乗り越える力に転化する施設内・社会内での見守り体制の継続とさらなる強化が大いに期待されます。		

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	□施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	□施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○

【コメント】

■措置変更（入所・退所）による子どもの生活環境・支援者の変化による不安・心配を軽減するため、子ども一人ひとりの特性や分離不安等の状況、措置変更先（家族・里親・他の施設・自立等）に応じ、引継ぎ書類の整備とともに対面での丁寧な情報伝達の時間を設定しています。
 ■退所後もインケア同様にアウトリーチの援助体制を構築しています。今後はさらに、退所生のみならずショートステイ利用家族に注ぐ眼差しも考えてみてはいかがでしょうか。

(3) こどもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	□こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	□こどもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	□職員等が、こどもの満足を把握する目的で、こども会等に出席している。	○
	□こどもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

■職員は小規模グループケアの特性を活かして、子ども一人ひとりと定期的に面談日を設けたり、日頃より日常生活場面でのコミュニケーションを心がけています。
 ■職員は、子どもたちが「じぶんけいかく」を立て、自分を大切に将来の可能性に挑戦できる意欲の喚起にも寄り添っています。

(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	□養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	○
	□苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
	□苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	□苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	□苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】

■意見箱は、意見の取扱い説明の掲示物とともに玄関に配置され、月に2回開錠されています。また、保護者も投函できるように用紙を備えています。
 ■子どもからの意見は自治会や職員との定例の個別面談（「とくぷれ」）等の機会に表出され、職員共有のもと、一つひとつの意見に対応しています。
 ■月2回の開錠の周知がまず必要です。また、投函後できる早く受付者が把握するために、開錠日の間隔を短縮することについての検討が望まれます。

②	35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
	□こどもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	□こどもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
	□相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

【コメント】

■こどもの意見表明に関しては、意見箱はじめ自治会や「とくぶれ」など、施設内での機会の設定に取り組んでいます。また、こどもが一人で抱え込まないように、日頃から小さな変化も見落とさないようアンテナを張るとともに情報共有を図っています。

③	36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	□職員は、日々の養育・支援の実施において、こどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	□意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
	□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
	□意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○

【コメント】

■こどもが意見や要望を表出できる機会や場面を設定するとともに、男子・女子フロア、自治会、意見箱等で聴き取った意見はフロア会議等で検討され職員会議で共有するとともに、その内容によって、個人・フロア・施設全体の支援に反映する仕組みが整えられています。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	□リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
	□事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	□こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
	□収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
	□職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
	□事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○

【コメント】

■簡易な事故・ヒヤリハットについての事案の検討を、毎月リスクマネジメント委員会を開催して分析・検討しています。
■若年の職員が多い中で、大きな事故につながらないよう検討・分析がなされ、再発防止に取り組んでいます。

②	38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	□感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
	□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	○
	□担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
	□感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	□感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○

【コメント】

■新型コロナウイルス対策を通じて得た経験を基に、他の感染症対策についても施設全体で職員研修に取り組んでいます。
 ■当施設に看護師は配置されていませんが、法人内の乳児院、児童心理治療施設に配置されている看護師の協力を得て、マニュアルも整備されています。

③	39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
	□災害時の対応体制が決められている。	
	□立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。	○
	□こども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
	□地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。	○

【コメント】

■2020年1月に事業継続計画を策定しており、災害時の対応がきめ細かく示されています。
 ■毎月の避難訓練、年1回の消防署立ち合い訓練を実施し、地域と連携した防災及び発生時の対応について取り組んでいます。
 ■事業継続計画において、災害等の発生時における職員の勤務体制の確保については、連絡体制だけでなく出勤可能職員の確認などきめ細かな対応の検討が求められます。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
	□標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	□標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	○
	□標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
	□標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

【コメント】

■標準的な実施方法については「援助の手引き」として策定しています。毎年内容の見直しを検討しながら、各年度ごとに職員・各フロアーに配布し、年度当初の職員会議や研修の場において周知を図っています。
 ■また、この援助の手引きに従って、毎月の安全チェックや人権チェックも行われています。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	☐
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	☐

【コメント】

■標準的な実施方法の見直しについては、「援助の手引き」をフロア会議での検討を基に、毎年2月～3月にかけて運営会議の場で行われています。とりわけ近年では『こどものニーズ』に焦点を当てた見直しを念頭に置いて取り組まれていることが伺われます。

■自立支援計画作成方法についても、同様に毎年の見直しが検討されています。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐

【コメント】

■自立支援計画は、子どもの担当者・フロアリーダーが作成しています。

■作成については、担当職員を中心に行い、子どもの意見も取り入れて策定しています。

■支援困難ケースについては、フロアミーティングや随時協議の場を設定し、広く支援について検討を行っています。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	☐
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐

【コメント】

■自立支援計画の見直しは、半年ごと年2回行われています。見直しにあたっては「自立支援見直しシート」を作成し、心理担当職員等を含む多職種の職員によって協議検討する仕組みとなっており、援助の手引きに文書化されています。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

■記録はPCでソフトウェアを用いたシステムを採用しています。
 ■記録ファイルの回覧や情報を共有するネットワークが整備されています。
 ■統一した様式によって記録管理を行っており、フロア内の情報共有、施設全体に情報が行きわたるようになっていきます。

②	45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。	☐

【コメント】

■子ども及びその保護者・家族に関わる個人情報の取得・管理・保護・使用については、法人の「個人情報保護規定」に基づいて行われ、入所時には子ども・保護者に周知されています。

内容評価基準（24項目）

A－1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐
【コメント】		
■人権擁護の取り組みについては、子どもへの暴力防止プログラムであるCAPのワークショップを子ども及び職員にも行うなどして、人権擁護の学習に努めています。 ■また、人権チェックリストを活用し、フロアミーティングで共有するなど定期的に検討されています。		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	☐
	☐ こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	☐
	☐ 職員間でこどもの権利に関する学習機会を持っている。	☐
	☐ こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	☐
	☐ 年下のこどもや障がいのあるこどもなど、弱い立場にあるこどもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	☐
【コメント】		
■権利について、子どもの個々の年齢や発達状況に応じて、A-1で示しているCAPの”安心・自信・自由”を日常生活の中で定着できるようわかりやすく説明し、実行できるように取り組んでいます。		

(3) 生い立ちを振り返る取組

①	A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
	□こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	○
	□事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	○
	□伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	○
	□事実を伝えた後、こどもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	○
	□こども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	○
	□成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生い立ちの整理に繋がっている。	○

【コメント】

■子どもの生い立ちを振り返る取り組み「LSW（ライフストーリーワーク）」を重視し、生活の中及びセッションで取り組み、内容や子どもの様子をチームで振り返ることができるようにしています。
 ■具体的には、出身乳児院や出生した病院訪問、アルバムの整理など、発達の特性に応じた取り組みを実施しています。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	□体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	○
	□不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	○
	□こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、こどもに周知し、こども自らが訴えることができるようにしている。	○
	□被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	○
	□被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料をこども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、こどもが自ら訴えることができるようにしている。	○

【コメント】

■施設職員による不適切な関りの防止については、「被施設措置児童等虐待対応要領」を定め、年度初めにはその共有を図っています。
 ■また、毎年実施されている府の人権研修に参加し、その内容を基に手引き等の見直しに繋がっています。さらに、近年アドボケイトを導入して子どもが意見を表明する機会を増やしています。

(5) 支援の継続性とアフターケア		
①	A5 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	☐ こどもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、こどもの不安を軽減できるように配慮している。	☐
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	☐
	☐ こどもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	☐
	☐ 家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、こどもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	☐
	【コメント】	
■退所児童については、退所後の見通しや資源の活用について児童相談所と協働し、役割分担をしています。 ■退所後の半年間は毎月訪問し。その後は必要に応じて連絡が維持できるように取り組んでいます。		

②	A6 こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ こどものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	☐
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	☐
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	☐
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	☐
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	☐
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所しているこどもとが交流する機会を設けている。	☐
【コメント】		
■高年齢児を対象に、「自立支援プロジェクト(スマイル)」を実施して、就労に関わる講義や人生体験ゲームを通じて自立後イメージするとともに、奨学金について情報を提供するなどを行っています。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいてこどもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、こどもと共に課題に向き合っている。	☐
	☐ こどもの生育歴を知り、そのときどきでこどもの心に何が起こっていたのかを理解している。	☐
	☐ こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、こどもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	☐
	☐ こどもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	☐
	☐ こどもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	☐
【コメント】		
■子どもの表出する感情や思いに対して、表面上の理解だけでなく、その背景やニーズを掘り下げて理解できるように努めています。 ■具体的には、日常生活のルーティンに流されてしまう中で「とくぷれ」という時間と空間を担当職員と子どもが共有し、意思の疎通を図っています。 ■利用者アンケートを必要としないほどに、2か月に1回の個別面談を行っています。		

②	A8 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
	☐ こども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	☐
	☐ 基本的欲求の充足において、こどもと職員との関係性を重視している。	☐
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内でこどもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	☐
	☐ こどもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々のこどもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	☐
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員とこどもが個別的に触れ合う時間を確保している。	☐
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	☐

【コメント】

■小規模グループケアの長所を引き出そうを努めていることが伺えます。可能な限り個別対応が持てるように職員との散歩やドライブ、個別面談、「とくぷれ」などによって、個別の関係性を重要視し、それを確実なものにしています。

■生活の決まりについては、子どもたちと話し合いを持ち、個々の意見が反映されるように努めています。

③	A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員とこどもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
	☐ こどもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	☐
	☐ こどもがやらなければならないことや当然できることについては、こども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
	☐ こどもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐

【コメント】

■例えば入浴の時間・順番、シャンプーの好みなど、子どもの主体的な生活を支援していることが伺えます。

■生活の主体が子ども自身となるように支援しており、子どもたちが自分たちで生活を作っていくことの実感を持つことや、施設運営にも反映していけるようとの意識で取組んでいます。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	☐
	☐ 日常生活の中で、こどもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
	☐ 学校や地域にあるこどもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。	☐
	☐ こどものニーズに応えられない場合、こどもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
	☐ 幼稚園等に通わせている。	☐
	☐ こどもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	☐

【コメント】

■こどもの成長に合わせて、さまざまなサイズの自転車や乗用玩具を整え提供しています。

■図書についても、ホームごとにこどもの希望を取り入れて用意するとともに、ネットサービスと契約して、こどものニーズに合った動画視聴や音楽鑑賞ができるようにしています。

■地域の子ども食堂に参画し、調理好きな子どもはスタッフとしても参加するなど地域の大人との交流が体験できるような工夫や努力が行われています。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	□こどもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、こどもがそれらを習得できるよう支援している。	○
	□こどもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	○
	□地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	○
	□発達の状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	○
	□発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	○

【コメント】

■設備の修理や家具の組み立てなどは職員とこどもが一緒に取り組むなど日常生活での技能修得が定着しています。
 ■地域交流については、子ども食堂への参画のほかにも地域行事への参加などに積極的に取り組んでいます。
 ■発達に応じた取り組みとしては、IC担当者が中心になり、ネットリテラシーの学びも行い、中学生以上は実際にインターネットを使用して振り返りなどを行っています。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	□楽しい雰囲気で食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	○
	□食事時間が他のこどもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○
	□食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員とこども、そしてこども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	○
	□定期的に残食の状況やこどもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	○
	□基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	○

【コメント】

■食事は基本的に厨房で調理し、各ホームに配食する体制をとっていますが、可能な限り温かいものは温かく食するように、また帰宅時間の異なる高校生等にも柔軟な対応がとれるようにしています。
 ■食器等については、可能な限り子どもの好みを取り入れられており、楽しい食事の雰囲気作りがなされています。また、クリスマスや誕生日メニューなど行事食も配慮されています。
 ■ホーム職員と子どもで調理するご飯づくりでは、子どもの希望を取り入れて献立を考えるなどしています

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
	☐ 衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
	☐ 発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

■定期的に衣類の購入ができるように設定し、子どもが衣習慣を身に着けられるように取り組んでいます。
■コロナ禍以後ネットショッピングも経験し、その長所・短所についても学習しました。
■高学年では、可能な限り好みや個性を尊重し、ネットでの買い物なども実体験させて自己判断の力を育てていく姿勢が評価されます。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	☐ こどもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達やこどもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

■居室は、学童以上の子どもは個室で、それぞれプライベートな空間になるようにしています。個々の装飾、写真、賞状、自作の絵画等自己肯定感が育まれるようになっています。
■居住棟の整理・整頓については、お片付けボランティア（整理収納教育士）を導入することで、施設全体の環境整備を図る一方、こどもたちの整美意識の維持向上にも気を配っています。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
	☐ こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的にこどもの健康管理に努めている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要するこどもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	

【コメント】

■服薬が必要な子どもに対しては、服薬する理由や薬の効用などについて、説明書やパンフレット等により丁寧に解説・対応しています。
■ヒヤリハットで報告されている、服薬忘れ、服薬確認忘れなどはその対応の仕方等については、同法人の乳児院や児童心理治療施設の看護師などの協力を得て、学習会などの開催・指導を受けられることが望めます。

(6) 性に関する教育

①	A16 こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	☐
	☐ 性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。	☐
	☐ 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	☐
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員やこどもに対して実施している。	☐

【コメント】

■性教育委員を中心に、定期的な性教育とともに個々の発達・必要に応じた取り組みが行われています。
■バウンダリープログラムを取り入れて、子どもたちが他者との境界を自然に理解できるように努めています。
■プログラムとしてではなく、各ホームの本棚に性教育の本を並べるなどしていることは、性を身近なものとして理解してほしいという意図が伺えます。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	☐ 施設が、行動上の問題があったこどもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。	☐
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	☐
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	☐
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	☐

【コメント】

■子どもの行動化については、医療機関との連携やスーパーバイズ（SV）を受ける中で子どもの行動化のメカニズムを学ぶように努めています。
■子どもが個々の部屋でタイムアウトをして落ち着いていけるような方法の定着に努めています。

②	A18 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	○
	□生活グループの構成には、こども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	○
	□課題のあるこども、入所間もないこどもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	○
	□大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、こどもがそれを感じ取れるようになっている。こども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	○
	□暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	○
	□こども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	○

【コメント】

■こどもの暴力的行動やいじめ行動などについては、こどもとの定期的な個人面談を実施することで、子どもたちの感情や抱えているトラブルにいち早く対応できるようにしています。
 ■施設全体で定期的にCAPプログラムを学び、暴力の予防に努めています。
 ■「権利ノート」や「こども六法」なども活用して、子ども間暴力やいじめについて考えていくことに努めています。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	a
	□心理的ケアを必要とするこどもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	○
	□施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	○
	□心理的ケアが必要なこどもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	○
	□職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	○
	□心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	○
	□児童相談所と連携し、対象となるこどもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	○

【コメント】

■心理的ケアが必要な子どもの抽出には、研修や外部SVを通して理解を深めるようしています。そのうえでセラピーを実施したり、児童相談所とも連携ををとって心理面談やクリニックへの通院を行っています。
 ■各フロアに心理士職員を配置して、生活場面での子どもの様子のアセスメントに心理的視点を生かし、自立支援計画に反映するように努めています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	☐
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常にこども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	☐
	☐ 学力が低いこどもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、こどもに応じた支援をしている。	☐
	☐ 障害のあるこどものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	☐

【コメント】

■ 所在市は、インクルーシブ教育が推進されており、支援学級在籍児童も原学級で授業を受ける体制になっていますが、学校に対して入所児童に合理的な配慮がなされるよう連携を図っています。
 ■ 個々の学習支援については、それぞれの発達状況、学習能力等を考慮して、その支援方法や場所・時間など個別に応じており、ボランティア、非常勤職員の学習支援員、地域の学習塾や学習会などの多様な資源を活用しています。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、こどもに判断材料を提供し、こどもと十分に話し合っている。	☐
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	☐
	☐ 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	☐
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	☐
	☐ 学校を中退したり、不登校となったこどもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	☐
	☐ 高校卒業後も進学を希望するこどものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	☐
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職したこどもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。	☐

【コメント】

■ 当施設は開設から10年に満たず、進路決定の事例も少数ですが、進路決定にあたっては個々の発達程度、学習能力に基づきながら本人の希望を確認して取組んでいます。
 ■ 中退児童の就労支援の実績はありませんが、大学及び各種専門学校等の進学や通信制の高校進学及び就労についての指導にもきめ細かな対応を目指しています。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
	□実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	○
	□実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、こどもの自立支援に取り組んでいる。	○
	□実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	○
	□職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	○
	□アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	○

【コメント】

■卒業進学や就労といういわゆる自立という実績は少ないが、自立プロジェクトでの取り組みで、地域と連携して、社会経験、アルバイト経験が積み重ねられるような機会を開拓しています。
 ■また、資格取得によって自立効果を高めていくよう、漢検、英検などに取り組むサポートもしています。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	□施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	
	□家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	○
	□面会、外出、一時帰宅などを取り入れこどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	□外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	○
	□こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	○

【コメント】

■全職員で家族支援を担っており、フロアリーダー・主任が調整やSVを行っています。今後家庭支援専門員の役割者をさらに明確にし、子どもと家族、家族と児童相談所をつなぐ連携者としていくよう期待されます。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	□家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	○
	□面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	□児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

■親子関係や家族再構築については、FSW（家庭支援専門員）が中心になり、ケースの見立てを行い、家族再構成の具体的方法や手段を検討しています。
 ■面会が困難なケースについては、オンライン面会を勧め、施設内の親子訓練室を